

健康福祉委員会 令和3年4月15日
福祉部 資料1番
所管 福祉管理課

老いじたく推進事業の令和2年度実施結果及び令和3年度実施予定について

人生100年時代と言われる今日において、区民が生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから老いじたくを進めていただくために、大田区社会福祉協議会と連携して取り組んでいる。

1 令和2年度実施結果

(1) 相談会の実施

ア 実施回数・相談者数

全12回・61組

イ 実施場所

区役所2階会議室

ウ 相談内容

相続・遺言 34.3% 後見 14.5% 不動産 11.2% 身元保証 10.7%

金銭管理 7.4% 税金 4.5% お墓 2.5% その他 14.9%

エ アンケート結果（抜粋）

- ・自分の行動を何から始めるかよく分かりよかった。
- ・区で実施しているため、個人情報管理も安心できた。
- ・各種相談先の見当がついて助かった。

(2) 周知・啓発

ア パンフレットの作成・配布 11,000部

イ 12月1日号区報の1面掲載

2 令和3年度実施予定

(1) 相談窓口の常設

月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）午前9時から午後5時まで
電話による相談・問合先を大田区社会福祉協議会に設置する。

(2) 相談会の開催

司法書士及び大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター職員による対面
相談を年22回実施する。

ア 日程（予定）

日程 (曜日はいずれも水曜日)		相談時間
令和3年	4月14日・21日	9時30分から12時30分までの 時間帯で、1組あたり50分間程度
	5月12日・26日	
	6月9日・23日	
	7月7日・14日	
	8月18日	
	9月8日・22日	
	10月13日・27日	
	11月10日・24日	
	12月8日・22日	
令和4年	1月12日・26日	
	2月9日	
	3月9日・23日	

イ 定員

各回3組

ウ 会場

大田区社会福祉センター

(3) 合同相談会の開催（年2回を予定）

老いじたくに関する多岐にわたる悩みを一度に受け止めて、助言できるよう弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士など、複数の専門職による相談ブースを設置した合同相談会を開催する。

(4) セミナー等の実施（年2回を予定）

老いじたくに必要な知識やそのポイントなどを区民に伝えるためのセミナーを開催する。また、地域からの要望に応じて、出前講座を開催する。

(5) パンフレット（詳細版）の作成

令和2年度に作成した老いじたくパンフレットの詳細版となる第2弾パンフレットを作成し、さらなる周知・啓発を図る。